≪第1章≫計画の概要

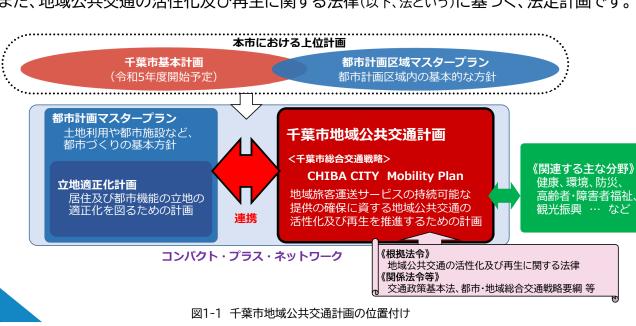
この章では、千葉市の上位計画等と本計画の 位置づけや、本計画の範囲、計画の期間につい てお話しします。

第1章 構成...

- 1 計画の位置づけ
- 2 計画の区域及び交通手段の対象範囲
- 3 計画の期間

1 計画の位置づけ

- ▶ 本計画は、上位計画である本市の総合計画や都市計画区域マスタープランのもと、 都市計画マスタープラン・立地適正化計画と連携した計画です。
- ▶ また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、法という)に基づく、法定計画です。



2 計画の区域と交通手段の対象範囲

■計画の区域

- ▶ 対象区域:千葉市全域
- ▶ なお、市民等の移動は市域に とらわれず、広域に及ぶことを 踏まえ、近隣市等との連携も 含めた検討を行います。



■交通手段の対象範囲

- 法改正の趣旨を踏まえ、多様な移動手段の活用も検討します。("輸送資源の総動員")
- さらに、新たなモビリティの活用 についても積極的に検討します。
- ▶ 計画の対象は鉄道、モノレール、 路線バス、タクシーなど既存の 公共交通を中心とします。



本計画の対象

【参考】各移動手段の特徴

- ▶ 各移動サービスの特性を整理すると下記のとおりです。
- ▶ 各手段の特性を踏まえ、適材適所に検討していきます。

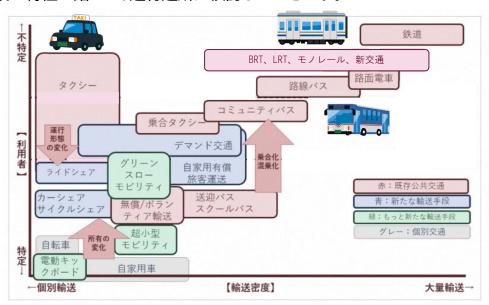


図1-4 多様な移動サービス(陸上交通のみ)

出典:国土交通省「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画 作成のための手引き入門編」(トリセツ編集会議加筆)を基に千葉市加工

3 計画の期間

- ▶ 計画の期間については「地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針」において、「5年程度を原則」とすると同時に、「まちづくりに関する事業の中には、事業期間が長期間にわたるものもある」、「中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭におきつつ、作成することが適当」とも記載されています。
- これを踏まえ、本計画は中長期的(概ね20年)視野を持って策定するものの、 計画期間は令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの約5年間とします。
- ▶ なお、関連計画の策定状況等を踏まえつつ、適宜、見直しや改善を行います。

| TO THE OWN TO THE OWN | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|-------|--------|-------|---------------------------|----------|----------|-------|----------|
| | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 2026年 | |
| | 令和1年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | |
| | 千葉市新基本計画 | | | | 千葉市基本計画(2023年~) ※計画期間:10年 | | | | |
| 上位計画 | | | | | 実施計画(2023年 | ~) ※計画期間 | : 3年(予定) | 実施計画 | |
| (総合計画) | | | | | | | | | |
| | 千葉市都市計画マスタープラン(2016~2025年) | | | | 改正 千葉市都市計画マスタープラン(2023年~) | | | | |
| | | | | | | | | | \vdash |
| 関連計画 | 千葉市立地適正化計画(2019~2040年) | | | | 改正 千葉市立地適正化計画(2023年~) | | | | |
| | | | | | | | | | L |
| 本計画 | | | 2025年) | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

図1-5 本計画の計画期間と関連計画等